裁　　決　　書

審査請求人　●●●

る旨主張している。

（１）平成３０年４月２０日及び平成３０年５月２１日に受領したサービス費の合計●●●●●●円については，●●が主に援助して支払った介護費用の払戻金とのことであるが，請求人の口座に振り込まれていることから，請求人に対して支給されたものである。

（２）自立更生費については，請求人及び●●から，サービス費は保護開始前に●●が請求人に対して援助した介護費用の一部が払い戻されたもので●●に返還したいとの希望が示されたが，生活保護手帳別冊問答集２０１６（以下「別冊問答集」という。）問１３－５の答の（２）のアからオまでに該当するものではなく，自立更生費を認めないことが請求人の自立を著しく阻害するものとは認められず，また，請求人の入所する施設の担当者からも生活に必要なものの購入は必要ないとの回答を得ている。

第３　理由

１　本件に係る法令等の規定について

（１）法第４条第１項は，「保護は，生活に困窮する者が，その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

（２）法第６３条は，「被保護者が，急迫の場合等において資力があるにもかかわらず，保護を受けたときは，保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して，すみやかに，その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

（３）別冊問答集問１３－５「法第６３条に基づく返還額の決定」は，法第６３条に基づく費用返還義務について，「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としつつ，「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については，次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし，「次の範囲」としてアからオまでの５項目を掲げ，そのうちのエは，「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって，地域住民との均衡を考慮し，社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」（以下「自立更生費」という。）としている。

２　本件処分の検討について

（１）法第６３条の適用について

法第４条第１項は，「利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，その最低限度の生活の維持のために活用する」ことを保護の要件として規定しているところ，保護の実務においては，被保護者に急迫の場合等の事由がある場合，保護を受けるための要件を確認できない状態でとりあえず保護を行うことがあり，１の（２）のとおり，法第６３条は，このような場合に既に行った保護自体は有効なものとしつつ，既に支給した保護金品の調整を図ろうとするための規定と考えられている。本件の場合，保護開始前に請求人の口座にサービス費が振り込まれていることを確認し，保護開始後もサービス費が請求人の口座に振り込まれることを想定していた処分庁が，法第６３条の適用について検討したことは，本条に則った取扱いといえる。

そこで，その内容である費用返還額の決定に違法又は不当な点がないかについて検討する。

法第６３条の適用要件は被保護者が資力を有していることであり，保護の実施機関は，申請書，資産申告書，訪問調査，被保護者の説明やそれを裏付ける資料などに基づき被保護者の資力について把握する必要がある。

本件の場合，処分庁が保護開始時から把握したサービス費について，費用を●●が支払ったと請求人及び●●が主張しているにもかかわらず，処分庁はサービス費が請求人の預金口座に振り込まれた事実のみをもって請求人に支給されたものと判断している。しかしながら，請求人から提出された，●●の預金口座の通帳の写しと請求人が入所する●●●●●●●●●●●●●から請求人あての利用料請求書の写しを照合したところ，平成３０年２月２０日に口座振替された●●●●●●円は平成３０年１月分利用料の請求額と一致し，平成３０年３月２０日に口座振替された●●●●●●円は平成３０年２月分利用料の請求額と一致している。また，その他の利用料請求書写し記載の金額については，●●から提出された口座振替の通帳の写しがないため，●●の口座から振り替えられていたかの事実確認は困難ではあるが，少なくとも１月分及び２月分の利用料については，●●の口座から直接支払われていた事実は確認できる。

処分庁は，請求人からの申出に基づき，●●が介護費用を直接支払っていた事実の有無について確認を行い，●●の援助によるものか十分に検討した上で，法第６３条に基づく費用返還額を決定すべきところを，単に平成３０年４月２０日及び平成３０年５月２１日に請求人の口座にサービス費が振り込まれたことのみをもって請求人の資産と認定し費用返還額を決定している。

したがって，費用返還額の調査に適正さを欠く本件処分は違法又は不当であると言わざるを得ない。

（２）自立更生費の認定について

（１）の結論のとおりであるが，処分庁は，ケース診断会議記録票の中で自立更生費について言及していることから，なおこの点についても検討する。

法第６３条は，返還すべき額について，受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関に決定させることとし，返還額の決定について保護の実施機関の裁量を認めている。これは法が被保護者の自立を助長することも目的としていることに鑑み，保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは，その自立を阻害することとなるおそれがあることから，被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解されている。（東京地裁平成２９年２月１日判決など。）そして，１の（３）のとおり，原則として全額を返還させることとしつつ控除する場合があるとしていることから，裁量に当たって処分庁は自立更生のための需要の有無や程度，生活実態などを確認した上で，控除の可否を判断すべきである。

本件の場合，処分庁が，請求人の自立更生費について，生活に必要なものは特にない旨施設職員から確認していることは，平成３０年９月２７日開催のケース診断会議記録票の問題点２に記載されているが，施設職員に確認した期日，場所等の記録は，ケース記録票にも記載されていないため，事実であるかは確認できない。また，当該ケース診断会議記録票以外に自立更生費について検討したことを裏付ける物件の提出もない。

処分庁は，サービス費に限らず請求人の自立更生費の有無を確認し，調査を尽くすべきところ，本来請求人に確認すべき自立更生費について，単に施設職員に確認したとしているだけであり，そのことについて請求人に確認すらしていない。

したがって，費用返還額から自立更生費を控除する余地が一切ないことの確認，最終的に費用返還額を決定するに至るまでの請求人等に対する必要な調査や検討が行われたとは認められないことから，この点においても本件処分については不適切であって合理性を欠くものであると言わざるを得ない。

第４　結論

以上のとおり，本件審査請求には理由があることから，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４６条第１項の規定により，主文のとおり裁決する。

令和元年１２月１３日

宮城県知事　村　井　嘉　浩